



# バナー ホームページ広告募集

箱根の観光情報をGETしようと  
訪れる多くの方たちに御社をPRできるチャンスです。

(ページ表示)

月間PV数(平均)  
約102万回

月間訪問者数(平均)  
約11万人

現在多くの施設様にご掲出していただいております。  
是非この機会に御社の更なるPRをご活用ください！

## ■掲載ページ

- ・箱根全山サイト内の全てのページ
- ・掲載場所：ページ下部

### L size

一度に表示される枠は2枠。  
スライド機能で常に登録バナーが全て表示されます。



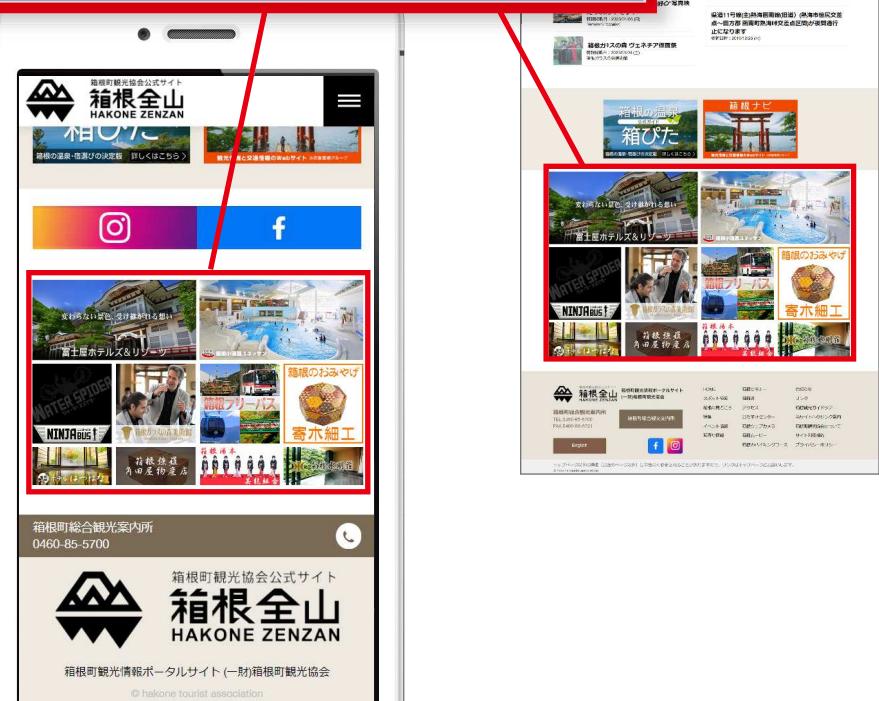
### M&S size

表示枠は各4枠。  
ページ表示毎にランダム表示されます。



### バナーを2種登録！

1社1枠内に2つのバナーを登録可能！  
例えば・・・1枚を施設全体のバナー、もう1枚を関連レストランのバナー等、活用方法は様々！



# 掲載料金及びバナー広告の規格

## バナー広告 L サイズ

パソコン・スマホ共通

504x246pixel

価格 賛助会員様 110,000円(税込) / 月  
(一ヶ月 契約) 非会員様 220,000円(税込) / 月

掲載サイト 箱根全山 日本語サイト

画像表現 静止画 2種類とする  
2種のバナー画像登録可

掲載枠 パソコン表示・スマホ表示共  
全ページにスライドにて必ず表示

## バナー広告 M サイズ

パソコン・スマホ共通

246 x 246pixel

価格 賛助会員様 33,000円(税込) / 月  
(一ヶ月 契約) 非会員様 66,000円(税込) / 月

掲載サイト 箱根全山 日本語サイト

画像表現 静止画 2種類とする  
2種のバナー画像登録可

掲載枠 パソコン表示・スマホ表示共  
4枠／1ページ（ローテーション）  
全てのページにローテーションで掲載

## バナー広告 S サイズ

パソコン・スマホ共通

246 x 117pixel

価格 (一ヶ月 契約) 賛助会員様のみ 5,500円(税込) / 月

掲載サイト 箱根全山 日本語サイト

画像表現 静止画 2種類とする  
2種のバナー画像登録可

掲載枠 パソコン表示・スマホ表示共  
4枠／1ページ（ローテーション）  
トップページのみローテーションで掲載

## 有料でバナー画像の制作を格安で承ります！

L SIZE

1枚単価  
5,500円(税込)

M SIZE

1枚単価  
4,400円(税込)

S SIZE

1枚単価  
3,300円(税込)

※ロゴデータ、文字原稿、写真素材等のご提供はお願いいたします。

### 掲載条件など

別添ファイルの「(一財) 箱根町観光協会 Web 広告に関する規約」等をご参照の上、お申し込みください。  
また、基準により、掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## web 広告出稿に関する規約

以下は、一般財団法人箱根町観光協会（以下、協会）での web 広告出稿・掲載にあたっての規約となります。

### ◎ お申し込み

1. 広告掲載は申し込みいただいた翌週金曜日からとします。但し、協会が特別に指定した場合はこの限りではありません。
2. 協会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要のわかるもの、その他協会が必要とする書類等を求めることができる。
3. お申し込み後、審査をさせていただく場合があり、審査の結果によっては掲載をできない場合があります。その際、理由の開示についての義務も負うものではありません。

### ◎ 掲載の取止め

バナーリンク（M）及びバナーリンク（S）については掲載期間終了日の2ヶ月前までに申し出るものとする。

### ◎ 掲載期間

バナーリンク（L）は掲載期間1ヶ月毎とする。バナーリンク（M）及びバナーリンク（S）申し込みから1年間とする。

### ◎ 広告内容の変更

広告掲載が成立した後でも、デザイン・形式・内容について（1）法令（2）公序良俗に反していないか（3）協会が不適切と判断した場合は、その内容の変更を求めることがあります。この変更に申込者が応じなかった場合、協会の履行できなかつた債務に関して、その義務を免れるものとし、また申込を解除できるものとします。

### ◎ 申込者の責務

申込者は広告の内容が法令等に反するものでない事を保証します。申込者は広告の内容が第三者の権利を侵害するものでない事を保証します。掲載広告に関して第三者から損害を被った旨の訴えがあった場合、申込者の責任において解決するものとします。

### ◎ 免責

1. 申込に定められた広告掲載期間について、協会がその全部または一部を履行出来なかつた場合、期間を延長して残部を履行するものとします。

2. 協会の責に帰さない事由によって履行が出来なかつた場合、協会は免責されます。
3. 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

（1）ホームページの更新、修正等のための停止

（2）サーバー及び通信回線等の点検、障害等による停止

4. 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を協会に請求することはできないものとする。

5. 広告の掲載または広告不掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、協会は賠償する責を負わない。

◎ 支払方法

1. 料金について、協会が請求した金額を広告掲載日の翌月末日までにお支払い下さい。但し、協会が特別に指定した場合はその限りではありません。料金は、協会の指定する金融機関口座にお振り込み下さい。振り込み手数料は申込者の負担といたします。

2. バナーリンク（L）は掲載月の翌月に、バナーリンク（M）及びバナーリンク（S）は、掲載料金を掲載期間に応じ、一括して支払うものとします。

◎ 支払いが遅滞した場合

申込者が、定められた期日までに広告料金の支払いを行わなかった場合、その支払いが行われるまで協会は、広告掲載の履行を停止することができるものとします。その場合の不履行部分について、申込者は協会に対して損害賠償請求はできないものとします。申込者は支払いの遅滞日数に応じて年利15%の遅延損害金をお支払い頂く場合があります。

◎ 協会から広告掲載の取消し

申込者が次のいずれかに該当した場合、協会は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく全部又は一部の広告掲載を取消す事が出来るものとします。

1. 広告料金が定められた期限を越えても支払われず、協会からの催告にも応じない場合

2. 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、又は特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更正、破産等の申立てがあったとき、その他申込者の財政状態が悪化したと協会が認めたとき

3. 申込者又は申込者の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した（報道の有無を問いません）場合などで申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが協会又は申込者の利益、信用を阻害する可能性があると協会が判断したとき申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者が協会に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における既に協会が履行した申込者の広告料支払債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

4. その他、著しく信義に反する事象があった場合。

◎ 守秘義務

申込者および協会は、広告掲載あるいは広告掲載に関して知り得た互いの秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

◎ 紛争処理

この広告掲載に関連して生じた一切の紛争については、双方、話し合いを持って解決する。

◎ この規約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要事項は協会が別に定める。

◎ この条件の変更

協会はいつでもこの広告掲載の各条項を変更することができるものとします。但し、既に成立している広告掲載については、当該広告掲載を申込まれた日（申込書記載の申込日）における申込が適用されるものとします。

# 「箱根全山HP」バナー広告 新規申込書

お申込日： 年 月 日

箱根全山HPバナー広告の利用を次のとおり申込みます。

事業所名	
代表者名	
所在地	〒
電話番号	
HPアドレス (2つ設定可能)	① ②
代表メールアドレス	
連絡用メールアドレス	
ご担当者名	

お申込み内容 (○で囲んでください)	掲載サイズ (税込)	掲載月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
L(横504ピクセル×縦246ピクセル) 賛助会員 110,000円/月 非会員 220,000円/月													
M(横246ピクセル×縦246ピクセル) 賛助会員 33,000円/月 非会員 66,000円/月													
S(横246ピクセル×縦117ピクセル) 賛助会員のみ 5,500円/月													
お支払い方法		1ヶ月	3ヶ月	半年	1年	その他( )							

バナー画像 (2種類)	バナー制作	制作費(税込)	バナーで使用する 画像およびキャッチコピーを 以下メールアドレスまで お送りください
	要 / 不要	L 1枚 / 5,500円	
		M 1枚 / 4,400円	
		S 1枚 / 3,300円	

※バナー制作についてご自身で用意するバナーを使用したい場合は、事務局にご相談ください。

送り先 箱根DMO(一般財団法人 箱根町観光協会) 担当 誘客営業課  
 〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256  
 TEL:0460-85-5443 / FAX:0460-85-6517  
 Mail:yuukyaku@hakone.or.jp